

亡くなられたときの手続きについて

ご遺族の方へ

このたびは、大切な方のご逝去に心から
お悔やみ申し上げます。

ご遺族様におかれましては、今後様々な
手続きがあると存じます。

それらのうち、主に市役所での必要な
手続きをまとめました。

また、市役所本庁舎1階に『おくやみ窓口』を設置し
各種手続きのお手伝いやご案内をしています。

どうぞ、お気軽にご利用ください。

Q. おくやみ窓口とは?

ご遺族が死亡届を提出後、市役所でおこなう必要がある主な手続きをお手伝いします。

ご利用にあたっては、事前にLINEでのご予約が必要です。

詳細は3ページをご覧ください。

※死亡時に東広島市に住民登録をしていた人の遺族が対象です。

※おくやみ窓口を利用せず、担当課の窓口で直接手続きすることもできます。

なお支所・出張所には『おくやみ窓口』は設置しておりません。

※内容によっては、関係窓口をご案内することがあります。

東広島市

もくじ

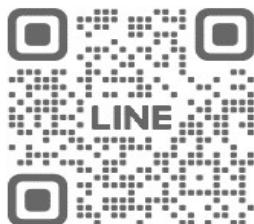
| | | |
|---|---------------------------|-------|
| 1 | おくやみ窓口の予約について | 3 |
| 2 | 亡くなったあとの手続きの流れ | 4 |
| | 手続きチェック項目 | 5 |
| | 01. 住民登録に関する手続き | 6 |
| | 02. 国民健康保険、後期高齢者医療に関する手続き | 7・8 |
| | 03. 年金に関する手続き | 9 |
| | 04. 介護保険に関する手続き | 9 |
| | 05. 障がいのある方に関する手続き | 10・11 |
| | 06. 児童手当等に関する手続き | 12・13 |
| | 07. 保育所・幼稚園に関する手続き | 14 |
| | 08. いきいきこどもクラブの手続き | 14 |
| | 09. 緊急通報システムに関する手続き | 14 |
| | 10. ふれあい収集に関する手続き | 15 |
| | 11. 被爆者手帳に関する手続き | 15 |
| | 12. 市税に関する手続き | 16 |
| | 13. バイク等の名義変更に関する手続き | 16 |
| | 14. 口座振替の変更に関する手続き | 17 |
| | 15. 水道に関する手続き | 18 |
| | 16. 下水道に関する手続き | 18 |
| | 17. 净化槽、市営墓地に関する手続き | 18 |
| | 18. 不動産に関する手続き | 19 |
| | 19. 飼い犬に関する手続き | 19 |
| | 20. 市営住宅に関する手続き | 19 |
| | その他のお手続き | 20 |
| | 大切な人を亡くされた方へこころの相談窓口のご案内 | 21 |
| 3 | 市役所フロアマップ | |
| | 本館 | 22～24 |
| | 北館 | 25 |
| 4 | 支所出張所一覧 | 26・27 |
| 5 | 市役所周辺地図 | 28 |
| 6 | 家系図 | 29 |

おくやみ窓口の予約について

東広島市では、ご遺族の負担を少しでも軽減するため、市役所本庁1階に『おくやみ窓口』を設置しております。亡くなった方やご遺族の状況を伺い、必要な手続きのご案内や書類の作成をお手伝いします。ご利用については以下をお読みください。

01

事前に必要な手続きをお調べするために**予約制**となっております。
必ず利用を希望される**3開庁日前**までに**LINE**でのご予約をお願いします。



LINE東広島市公式
アカウントを友だち追加

「オンライン手続き」から予約

02

おくやみ窓口へ来庁する際の持ち物をご準備ください。

◆窓口に来る人のもの◆

- 本人確認ができるもの
 - 例)マイナンバーカード、運転免許証など
- 葬祭執行者名義の振込口座がわかるもの

◆亡くなられた人のもの◆

- 健康保険の資格情報がわかるもの
- 葬祭費請求に必要な書類(いずれか1点)
 - 死体埋火葬許可証または会葬御礼ハガキ、葬儀社の領収書等
- 介護保険被保険者証その他市役所から交付されていた受給者証

03

上記の持ち物を持って、予約時間までに
市役所1階1番窓口(市民課戸籍係)までお越しください。

亡くなったあとの手続きの流れ

身近な方の死亡

期 限

各種届出・相続 など

葬 儀

7日以内

死亡届の提出

近親者へ訃報を伝える
葬儀の手配
通夜・葬儀・告別式
初七日

14日以内

公共料金等の契約変更や解約
国民健康保険の手続き
年金関係の手続き

3か月以内

遺言書や相続財産の確認

四十九日の法要
納骨

4か月以内

遺言書や相続財産の確認

10か月以内

遺産分割協議
相続税の申告・納付
預貯金等の名義変更

2年以内

葬祭費・埋葬料の支給申請
高額療養費の請求申請

チェックした項目の手続きが必要です。該当ページをお読みください。

| チェック | 亡くなられた方についての確認 | 該当ページ |
|-----------------------------|---|-------------|
| | 3人以上の世帯の世帯主でしたか？ | |
| <input type="checkbox"/> 1 | マイナンバーカードをお持ちでしたか？ | 6 |
| | 印鑑登録をしていましたか？ | |
| | パスポートをお持ちでしたか？ | |
| <input type="checkbox"/> 2 | 健康保険は、国民健康保険又は後期高齢者医療でしたか？ | 7・8 |
| <input type="checkbox"/> 3 | 国民年金に加入していましたか？または、国民年金を受給していましたか？ | 9 |
| <input type="checkbox"/> 4 | 介護保険被保険者証をお持ちでしたか？ | 9 |
| <input type="checkbox"/> 5 | 障がい者手帳や受給者証をお持ちでしたか？ | 10・11 |
| | 中学校3年生以下のお子さまですか？または、中学校3年生以下のお子さまを扶養していましたか？※高校生のお子さまを扶養している場合はお問い合わせください。 | |
| <input type="checkbox"/> 6 | 保育所・幼稚園などに通われているお子さまを扶養していましたか？ | 12・13 |
| <input type="checkbox"/> 7 | いきいきこどもクラブに通われているお子さまを扶養していましたか？ | 14 |
| <input type="checkbox"/> 8 | 緊急通報システムを利用していましたか？ | 14 |
| <input type="checkbox"/> 9 | ふれあい収集を利用していましたか？ | 15 |
| <input type="checkbox"/> 10 | 被爆者手帳をお持ちでしたか？ | 15 |
| <input type="checkbox"/> 11 | 市税を納税していましたか？ | 16 |
| <input type="checkbox"/> 12 | バイクや農機具、軽自動車を所有していましたか？ | 16 |
| <input type="checkbox"/> 13 | 亡くなられた方名義の口座で市税や水道料金、保育料などの口座振替をしていましたか？ | 17 |
| <input type="checkbox"/> 14 | 水道の契約者（使用者）でしたか？ | 18 |
| <input type="checkbox"/> 15 | 井戸水・団地内専用水道で公共下水道等を利用していましたか？ | 18 |
| <input type="checkbox"/> 16 | 浄化槽、市営墓地をお持ちでしたか？ | 18 |
| <input type="checkbox"/> 17 | 不動産をお持ちでしたか？ | 19 |
| <input type="checkbox"/> 18 | 犬を飼っていましたか？ | 19 |
| <input type="checkbox"/> 19 | 市営住宅に入居していましたか？ | 19 |
| | 公共下水道事業受益者でしたか？市の電柱を建てている土地の所有者でしたか？農地や山林を所有していましたか？ | |
| <input type="checkbox"/> 20 | 八本松駅前土地区画整理事業の権利者でしたか？ | 20 |

01. 住民登録に関する手続き

手続

世帯主変更届

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|------------------------------------|-------------------------------|
| 3人以上の世帯の世帯主が亡くなられたときは、世帯主変更届が必要です。 | 市民課 本館1階 ☎(082)420-0925 |
| 必要なもの | 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） |

手続

マイナンバーカード

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|--|----------------------------|
| 亡くなった方のマイナンバーカードは廃止となります。マイナンバーカードを返却する必要はありません。処分をする場合は死亡手続きを全て終えてから処分してください。 | 市民課 本館1階 ☎(082)420-0925 |

手続

印鑑登録

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|----------------------------|
| 亡くなった方の印鑑登録は自動的に廃止となります。印鑑登録証は窓口に返却いただくか、はさみをいれて処分してください。 | 市民課 本館1階 ☎(082)420-0925 |

手続

パスポート

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|---|
| 有効期間が満了していないパスポートの名義人が亡くなられたときは、パスポートの失効手続きが必要です。 | 市民課 本館1階 ☎(082)420-0925 |
| 必要なもの | 亡くなった方のパスポート（有効期間が満了していないもの） 来庁者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） |

02. 国民健康保険、後期高齢者医療に関する手続き

手続

(1) 国民健康保険の喪失手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|------------------------------|
| 国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合、喪失手続きが必要です。世帯主が亡くなられた場合、加入者全員分の資格確認書または資格情報のお知らせが必要になります。 | 国保年金課 本館1階 ☎(082)420-0933 |
| 必要なもの | |
| 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） 現世帯主のマイナンバーカード 資格確認書または資格情報のお知らせ（交付を受けている人のみ） | |

手続

(2) 国民健康保険葬祭費の請求手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|--|------------------------------|
| 国民健康保険に加入していた方が亡くなって葬儀をおこなった場合、葬祭執行者に葬祭費3万円が支給されます。（口座振込） | 国保年金課 本館1階 ☎(082)420-0933 |
| 必要なもの | |
| 来庁者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） 死亡者、葬祭執行者、葬祭日のわかるもの (死体埋火葬許可証または会葬御礼ハガキ、葬儀社の領収書など) 葬祭執行者の振込口座がわかるもの | |

手続

(3) 国民健康保険各証の返還

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|------------------------------|
| 国民健康保険に加入していた方が亡くなった場合、資格確認書または資格情報のお知らせや国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証をご返却ください。 | 国保年金課 本館1階 ☎(082)420-0933 |
| 必要なもの | |
| 資格確認書または資格情報のお知らせ 限度額適用認定証（交付を受けている人のみ） 限度額適用・標準負担額減額認定証（交付を受けている人のみ） 特定疾病療養受療証（交付を受けている人のみ） | |

02. 国民健康保険、後期高齢者医療に関する手続き

手続

(4) 相続人代表者指定手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|------------------------------|
| 法定相続人の中から国民健康保険税（後期高齢者医療保険料）の納付、又は還付金の受領、及び納付書の送付先となつていただく方を指定してください。 | 国保年金課 本館1階 ☎(082)420-0933 |
| 必要なもの | |
| 相続人代表者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） ※詳しくはお問合せください。 | |

手続

(5) 後期高齢者医療葬祭費の請求手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|--|------------------------------|
| 被保険者が亡くなられたときは、葬祭執行者に3万円を支給します。市役所国保年金課または支所・出張所に申請してください。 | 国保年金課 本館1階 ☎(082)420-0933 |
| 必要なもの | |
| 来庁者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） 死亡者、葬祭執行者、葬祭日のわかるもの (死体埋火葬許可証または会葬御礼ハガキ、葬儀社の領収書など) 葬祭執行者の振込口座がわかるもの | |

手続

(6) 後期高齢者医療各証の返還

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|------------------------------|
| 後期高齢者医療に加入していた方が亡くなった場合、後期高齢者医療資格確認証や特定疾病療養受療証をご返却ください。 | 国保年金課 本館1階 ☎(082)420-0933 |
| 必要なもの | |
| 後期高齢者資格確認書 特定疾病療養受療証（交付を受けている人のみ） | |

03. 年金に関する手続き

手続

国民年金の手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|--|------------------------------|
| 国民年金受給者が亡くなられたとき、加入者が亡くなられたときには国保年金課で手続きが必要です。 | 国保年金課 本館1階 ☎(082)420-0933 |
| 必要なもの | |
| 年金証書・年金手帳等、その他関係書類 ※詳しくはお問合せください。 | |

04. 介護保険に関する手続き

手続

(1) 介護保険被保険者各証の返還

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|------------------------------|
| 亡くなられた方が介護保険に加入していた場合、介護保険被保険者証を返還してください。 紛失などで証が見当たらない場合、持参は不要です。 | 介護保険課 本館2階 ☎(082)420-0937 |
| 必要なもの | |
| 介護保険被保険者証 介護保険負担限度額認定証 介護保険負担割合証 | |

手続

(2) 相続人代表者指定手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|------------------------------|
| 法定相続人の中から介護保険料の納付、又は還付金の受領、及び納付書の送付先となつていただく方を指定してください。 | 介護保険課 本館2階 ☎(082)420-0937 |
| 必要なもの | |
| 相続人代表者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） 相続人代表者の振込口座がわかるもの | |

05. 障がいのある方に関する手続き

手続

(1) 各受給者証の返還

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|---|
| 障害福祉サービス受給者証、障害児通所受給者証、自立支援医療受給者証の返還手続き | 障がい福祉課 本館1階 ☎(082)420-0180 ▣(082)420-0181 |
| 必要なもの | 障害福祉サービス受給者証、障害児通所受給者証、自立支援医療受給者証 |

手続

(2) 資格の喪失手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|-----------------------------------|---|
| 特別障害者、障害児福祉、経過的福祉手当の喪失手続きをお願いします。 | 障がい福祉課 本館1階 ☎(082)420-0180 ▣(082)420-0181 |
| 必要なもの | 届出者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） |

手続

(3) 手帳の返還

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|--|---|
| 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持たれていた場合は、返還届にご記入いただき窓口に返還ください。 | 障がい福祉課 本館1階 ☎(082)420-0180 ▣(082)420-0181 |
| 必要なもの | 各障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳） |

05. 障がいのある方に関する手続き

手続

(4) 重度心身障害者医療費助成の資格喪失手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|------------------------------------|-------------------------------|
| 重度心身障害者医療費助成を受けていた場合、資格喪失手続きが必要です。 | 障がい福祉課 本館1階 ☎(082)420-0180 |
| 必要なもの | |
| 受給者証 重度障害者医療費受給者証 | |

手続

(5) 心身障害者扶養共済年金、弔慰金の請求手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|-------------------------------|
| 心身障害者扶養共済年金に加入されていた方は、弔慰金の請求手続きができる場合があります。 | 障がい福祉課 本館1階 ☎(082)420-0180 |
| 必要なもの | |
| 加入証書 加入者の死亡診断書（障害証明書）等 ※詳しくはお問合せください。 | |

手続

(6) 特別児童扶養手当の額改定または喪失手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|-------------------------------|
| 受給者が亡くなられた場合はお問合せください。対象児童が亡くなられた場合は資格喪失届の手続きが必要です。 | 障がい福祉課 本館1階 ☎(082)420-0180 |
| 必要なもの | |
| 届出者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） 証書等 ※詳しくはお問合せください。 | |

手続

(7) 重度心身障害児福祉手当の喪失手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|-------------------------------|
| 受給者が亡くなられた場合はお問合せください。対象児童が亡くなられた場合は資格喪失届の手続きが必要です。 | 障がい福祉課 本館1階 ☎(082)420-0180 |
| 必要なもの | |
| 届出者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） | |

06. 児童手当等に関する手続き

手続

(1) 児童手当消滅又は額改定の手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|--|-------------------------------|
| 亡くなられた方が児童手当の対象児童だった場合、児童手当の消滅または額改定の手続きが必要です。 | こども家庭課 本館2階 ☎(082)420-0941 |
| 必要なもの | |
| 届出者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） | |

手続

(2) 児童手当受給者変更手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|-------------------------------|
| 亡くなられた方が児童手当の受給者だった場合、受給者の変更手続きが必要になります。 | こども家庭課 本館2階 ☎(082)420-0941 |
| 必要なもの | |
| 新受給者の健康保険証、振込口座 ※死亡日の翌日から数えて15日以内に手続きしてください。 | |

手続

(3) 児童手当未払請求の手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|-------------------------------|
| 亡くなられた方が児童手当の受給者だった場合、児童手当未払分の請求手続きが必要です。 | こども家庭課 本館2階 ☎(082)420-0941 |
| 必要なもの | |
| 振込口座（支給対象となる一番年上の児童名義のもの） | |

06. 児童手当等に関する手続き

手続

(4) こども医療費・ひとり親家庭等医療費受給資格の喪失等の手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|-------------------------------|
| こども医療費・ひとり親家庭等医療費受給者証の対象となっているこども、またはその保護者が亡くなられた場合は手続きが必要です。 ※死亡日から14日以内に手続きしてください。 | こども家庭課 本館2階 ☎(082)420-0941 |
| 必要なもの | |
| 受給者証 (保護者が亡くなられた場合) 世帯全員の健康保険の資格情報がわかるもの | |

手続

(5) 児童扶養手当の喪失または額改定の手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|-------------------------------|
| 児童扶養手当の受給者や対象児童、または扶養義務者が亡くなられた場合は手続きが必要です。 | こども家庭課 本館2階 ☎(082)420-0941 |
| 必要なもの | |
| 証書等 ※詳しくはお問合せください。 | |

手続

(6) 母子寡婦福祉資金の貸付停止手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|--------------------------------------|-------------------------------|
| 母子寡婦福祉資金の貸付を行っていた場合、貸付停止手続きが必要になります。 | こども家庭課 本館2階 ☎(082)420-0407 |
| 必要なもの | |
| ※詳しくはお問合せください。 | |

07. 保育所・幼稚園に関する手続き

手続

保育所・幼稚園などの手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|----------------------------|
| 亡くなった方が保育所・幼稚園に在籍中のお子様の保護者だった場合、保護者の変更が必要になります。 | 保育課 本館2階 ☎(082)420-0934 |
| 必要なもの 保護者の変更が必要です。 保育課へお越しください。 | |

08. いきいきこどもクラブに関する手続き

手続

いきいきこどもクラブの手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|-------------------------------|
| 亡くなった方がいきいきこどもクラブをご利用しているお子様の保護者だった場合、保護者の変更が必要になります。 | 青少年育成課 北館3階 ☎(082)420-0929 |
| 必要なもの 保護者の変更が必要です。 青少年育成課へお越しください。 | |

09. 緊急通報システムに関する手続き

手続

緊急通報システムの機器返還の手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|----------------------------------|
| 亡くなった方が緊急通報システムを利用していた場合、返還届と機器の返還が必要になります。 | 地域包括ケア推進課 本館2階 ☎(082)420-0984 |
| 必要なもの 返還する機器 ・ 固定型の場合 : 固定型本体 + ペンダント型通報ボタン ・ 携帯型の場合 : 携帯型本体 + 充電器 届出者の本人確認ができるもの (マイナンバーカード、運転免許証など) | |

10. ふれあい収集に関する手続き

手続

ふれあい収集利用変更手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|--|---|
| 亡くなった方がふれあい収集利用をしていた場合、利用中止または世帯変更の手続きが必要になります。 | 廃棄物対策課 本館1階 ☎(082)420-0926 ☎(082)426-3115 |
| 必要なもの | |
| 「ふれあい収集事業利用変更届出書」 廃棄物対策課、各支所地域振興課、各出張所に届け出てください。 (FAX・電子申請での届出も可能) |  |

11. 被爆者手帳に関する手続き

手続

被爆者手帳をお持ちの方の手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|--|--|
| 被爆者手帳をお持ちの方がお亡くなりになられた場合、手帳の返納が必要です。また、被爆者がお亡くなりになられた場合、その葬祭をおこなった方に葬祭料が支給されます。 | 地域共生推進課 本館2階 ☎(082)420-0932 ☎(082)423-8065 |
| 必要なもの | |
| 被爆者手帳、手当証書、 死亡診断書または死体検案書（コピー可）、振込口座がわかるもの、 葬祭をおこなった方のお名前の記載がある書類 (死体埋火葬許可証または会葬御礼ハガキ、葬儀社の領収書等) | |

12. 市税に関する手続き

手続

市税の相続人代表者の手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|--|
| <p>市税（市県民税・軽自動車税・固定資産税・都市計画税）の納稅者が亡くなられたときは、相続人代表者の指定手続きが必要です。</p> <p>相続人代表者とは、被相続人（亡くなられた方）に係る市税の納付や還付等に関する書類を受領する代表者をいいます。</p> <p>また、この届出は全ての市税（市県民税、軽自動車税、固定資産税、都市計画税）に適用されますので、特定の市税のみに相続人代表者を指定されたい場合には、その旨を余白に記載してください。</p> | 市民税課 本館5階 ☎(082)420-0910 資産税課 本館5階 ☎(082)420-0911 |
| 必要なもの | |
| 相続人代表者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） ※詳細はお問合せください。 | |

13. バイク等の名義変更に関する手続き

手続

（1）原付（125cc以下のバイク等）・農機具等の小型特殊自動車

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|--|-----------------------------|
| 亡くなられた人が原付、125cc以下のバイク、農機具、小型特殊自動車を所有していた場合、名義変更が必要です。 | 市民税課 本館5階 ☎(082)420-0910 |
| 必要なもの | |
| ナンバープレート 相続人代表者の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） ※市民税課、または支所・出張所へお越しください。 | |

手続

（2）軽自動車

| 問合せ先 |
|--|
| 軽自動車検査協会広島主管事務所 ☎050-3816-3080 広島市西区観音新町四丁目13番13-4号 |

手続

（3）125ccを超えるバイク

| 問合せ先 |
|---|
| 広島運輸支局 ☎050-5540-2068 広島市西区観音新町四丁目13番13-2号 |

14. 口座振替の変更に関する手続き

手続

(1) 市税

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|--|----------------------------|
| 市税の新しく口座振替を行う振替口座の変更をおこなう。 亡くなられた方の銀行口座から市税が口座振替されている場合、振替口座変更手続きをおこなう。 | 収納課 本館5階 ☎(082)420-0912 |
| 必要なもの | |
| 新しく口座振替する預貯金の口座番号がわかるもの、通帳印 ※金融機関又は収納課へお越しください。 | |

手続

(2) 水道料金、下水道使用料

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|---|
| 亡くなられた方の銀行口座から水道料金、下水道使用料が口座振替されている場合、振替口座変更手続きをおこなう。 | 下水道管理課 本館7階 ☎(082)420-0957 東広島市上下水道お客さまセンター ☎(082)423-6333 |
| 必要なもの | |
| 新しく口座振替する預貯金の口座番号がわかるもの、通帳印、水栓番号のわかるもの（検針のお知らせなど） ※金融機関、下水道管理課又は東広島市上下水道お客さまセンターへお越しください。 | |

手続

(3) 保育料

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|----------------------------|
| 亡くなられた方の銀行口座から保育料が口座振替されている場合、振替口座変更手続きをおこなう。 | 保育課 本館2階 ☎(082)420-0934 |
| 必要なもの | |
| 新しく口座振替する預貯金の口座番号がわかるもの、通帳印、口座振替依頼書を持って金融機関に提出してください。 ※口座振替依頼書は保育課又は各園にあります。 | |

手続

(4) いきいきこどもクラブ利用料

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|--|-------------------------------|
| 亡くなられた方の銀行口座からいきいきこどもクラブ利用料が口座振替されている場合振替口座変更手続きをおこなう。 | 青少年育成課 北館3階 ☎(082)420-0929 |
| 必要なもの | |
| 新しく口座振替する預貯金の口座番号がわかるもの、通帳印、口座振替依頼書を持って金融機関に提出してください。 ※口座振替依頼書は青少年育成課にあります。 | |

15. 水道に関する手続き

手続

水道の名義変更等の手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|--|---|
| 亡くなられた方が水道の契約者だった場合、名義変更または使用中止の手続きが必要です。 | 東広島市上下水道お客さまセンター 水道企業団東広島事務所1階 ☎(082)423-6333 |
| 必要なもの 中止または使用者変更の届出を、電子申請または電話連絡により行ってください。 | |

16. 下水道に関する手続き

手続

下水道の名義変更等の手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|-------------------------------|
| 亡くなられた方が下水道の契約者だった場合、名義変更または使用中止の手続きが必要です。 | 下水道管理課 本館7階 ☎(082)420-0957 |
| 必要なもの 使用者（届出者）の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） | |

17. 処化槽、市営墓地に関する手続き

手続

(1) 処化槽の名義変更の手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|--|------------------------------|
| 亡くなられた方が処化槽管理者だった場合、管理者変更の手続きが必要です。 | 生活衛生課 本館4階 ☎(082)422-1048 |
| 必要なもの 処化槽管理者変更報告書、維持管理契約書の写し等 ※変更の日から30日以内に届け出てください。 | |

手続

(2) 市営墓地の名義変更の手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|------------------------------|
| 市営墓地の使用者が亡くなられた場合、墓地使用権承継申請が必要です。 | 生活衛生課 本館4階 ☎(082)422-1048 |
| 必要なもの 前使用者の墓地使用許可証、相続原因を証明する書類（前使用者の戸籍、死亡診断書等）、前使用者との続柄が分かる書類（相続人の戸籍、住民票等） | |

18. 不動産に関する手続き

手続

不動産登記の手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|-------------------------------------|
| 土地や建物等の不動産を相続した場合、原則として相続したことを知った日から3年以内に相続による所有権移転登記手続を法務局で行う必要があります。法務局（又は司法書士）にお問い合わせいただくな、法務局ホームページを参照してください。 | 法務局 広島法務局東広島支局 ☎(082)422-2338 |

19. 飼い犬に関する手続き

手続

飼い犬の手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|-----------------------------------|------------------------------|
| 犬の飼い主が亡くなられた場合、犬の登録事項の変更手続きが必要です。 | 生活衛生課 本館4階 ☎(082)422-1048 |

20. 市営住宅に関する手続き

手続

市営住宅の手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|----------------------------|
| どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。 ①入居名義人が亡くなられ、同居人がいる場合 名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請） ②入居名義人が亡くなられ、同居人がいない場合 住宅を明け渡す手続き ③入居名義人以外が亡くなられた場合 異動の手続き ※詳しくは担当課まで | 住宅課 本館6階 ☎(082)420-0946 |

その他のお手続き

手続

(1) 公共下水道事業受益者負担金・分担金の手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|--|-------------------------------|
| 亡くなられた方が公共下水道事業受益者だった場合、受益者変更手続きが必要です。 | 下水道管理課 本館7階 ☎(082)420-0957 |
| 必要なもの | |
| 新たに受益者となる方の本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など） ※新たな受益者には相続人のみがなれます。 | |

手続

(2) 市所有電柱の占用料の手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|--|--------------------------------|
| 市の電柱を建てている土地の所有者が亡くなられた場合、土地を相続された方の届出が必要です。 | DX推進チーム 本館5階 ☎(082)420-0944 |

手続

(3) 農地に関する手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|---|------------------------------|
| 農地の所有者が亡くなられた場合、その農地を相続された方の届出が必要です。法務局にて相続による所有権移転登記が完了しましたら、農業委員会へお越しください。 また、登記地目が田の場合は、その田を管理される方の届出が必要ですので、農林水産課へお越しください。 | 農業委員会 本館8階 ☎(082)420-0972 |

手続

(4) 山林に関する手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|--|------------------------------|
| 山林の所有者が亡くなられた場合、その山林を相続された方の届出が必要です。法務局での相続による所有権移転登記が完了しましたら、森林の土地の所有者届の提出に農林水産課へお越しください。 | 農林水産課 本館8階 ☎(082)420-0939 |

手続

(5) 八本松駅前土地区画整理事業の手続き

| 手続詳細 | 問合せ先 |
|--|------------------------------|
| 八本松駅前土地区画整理事業の権利者の方が亡くなられた場合は、権利者変更届などの手続きをしてください。 | 区画整理課 本館7階 ☎(082)422-1344 |
| 必要なもの | |
| 土地区画整理事業の段階により異なりますので、まずは区画整理課にご相談ください。 | |

大切な人を亡くされた方へこころの相談窓口のご案内

深い悲しみは、心理的・身体的な不調を引き起こすことがあります。

その悲しみや苦しみを消すことはできませんが、今の思いや、つらいことや困っていることを相談できる場所をご案内します。

案内

ひがしひろしま24時間365日チャット相談

| 窓口の内容 | 問合せ先 |
|-------------------------------------|------------------------------|
| 悩んでいる事、不安なこと、心のもやもやなどをチャットで相談ができます。 | 医療保健課 本館2階 ☎(082)420-0936 |

案内

こころの相談室

| 窓口の内容 | 問合せ先 |
|---|------------------------------|
| 精神保健相談員等が面談でお気持ちをお聞きします。 予約制：月・火・木・金曜日 相談時間：40分～1時間 | 医療保健課 本館2階 ☎(082)420-0936 |

案内

自死遺族相談

| 窓口の内容 | 問合せ先 |
|---|---|
| 自死により身近な人を亡くされた方の相談に応じます。 電話予約をいただき、面接にて精神保健の専門スタッフが相談をお受けします。（秘密厳守） | 県立総合精神保健福祉センター（パレアモア広島） ☎(082)884-1051 |

案内

まもろうよこころ 厚生労働省のサイトで、さまざまな相談方法と窓口を紹介しています



よりそいホットライン
(一般社団法人社会的包摶サポートセンター)
☎0120-279-338 ※24時間対応



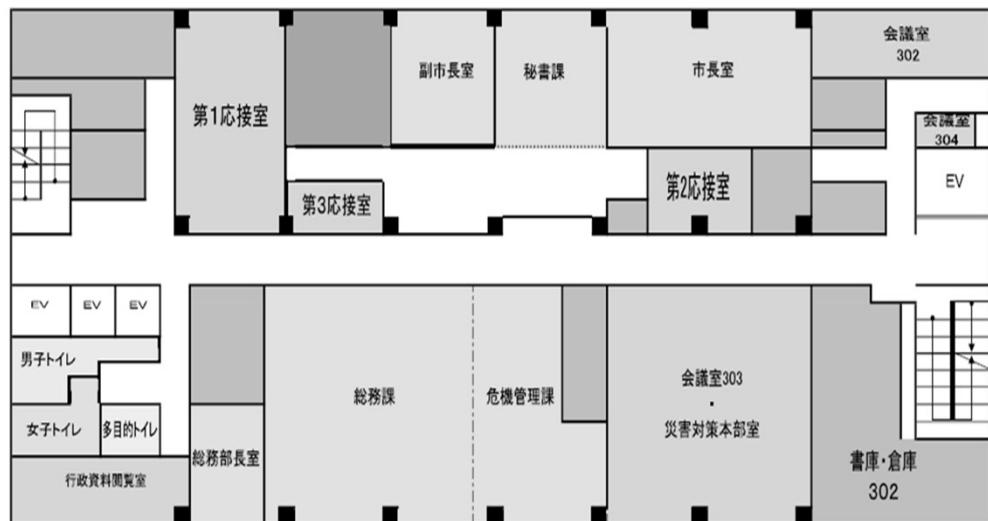
いのちの電話
(一般社団法人 日本いのちの電話連盟)
☎0120-783-556
毎日16時から21時まで
毎月10日午前8時から翌日午前8時まで



広島県こころの悩み相談（広島県）
☎082-1577-4774
時間 月・火・木・金 9時～12時／13時～16時
(祝日・年末年始を除く)
精神保健に関するスタッフが対応します。
こころの不調に関する相談をお受けしています。

本館フロアアマップ

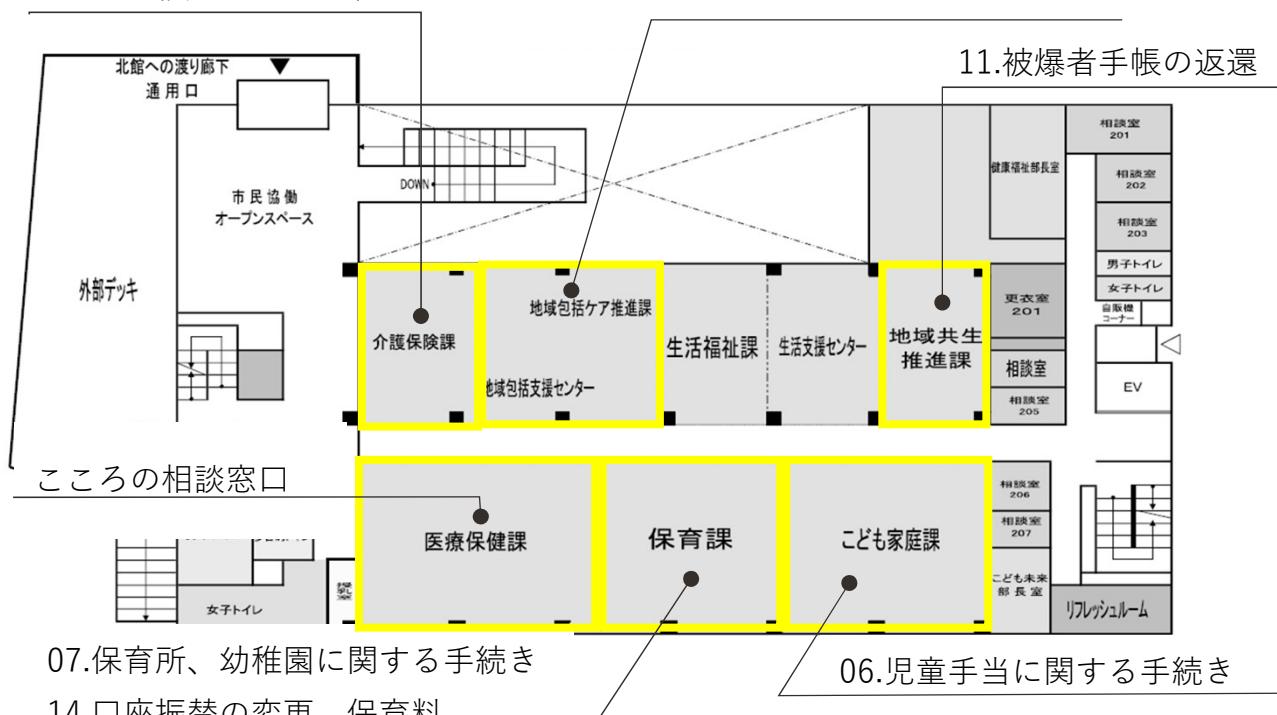
3F



04.介護保険に関する手続き

09.緊急通報システムの機器返還

2F



07.保育所、幼稚園に関する手続き

06.児童手当に関する手続き

1F

本庁舎本館1階

05.障がいのある方に関する手続き

01.住民登録に関する手続き

02.国民健康保険、後期高齢者医療

03.年金に関する手続き

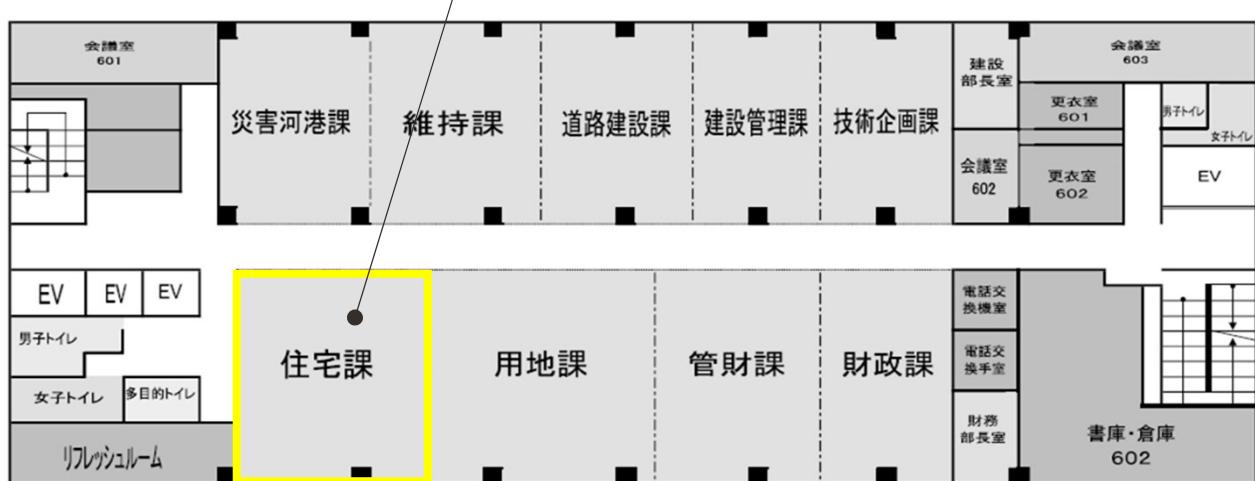
10.ふれあい収集

国保年金課 (National Health Insurance Pension Office), 障がい福祉課 (Disability Welfare Office), 人権男女共同参画課 (Human Rights and Gender Equality Office), 廃棄物対策課 (Waste Management Office).

本館フロアマップ

6F

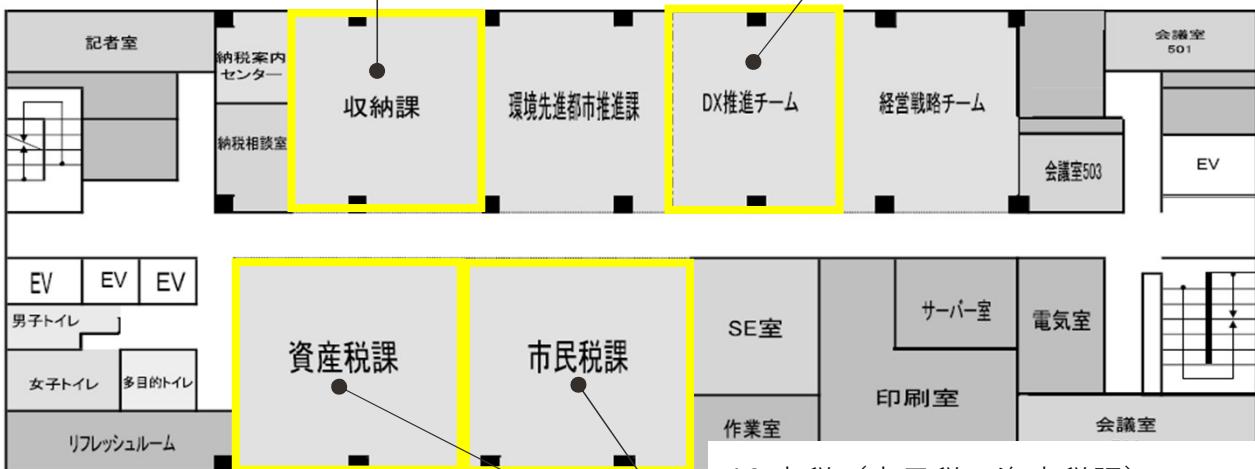
20.市営住宅利用に関する手続き



5F

14.口座振替の変更 市税

市所有電柱の占有料の手続き



17.(1)浄化槽の名義変更

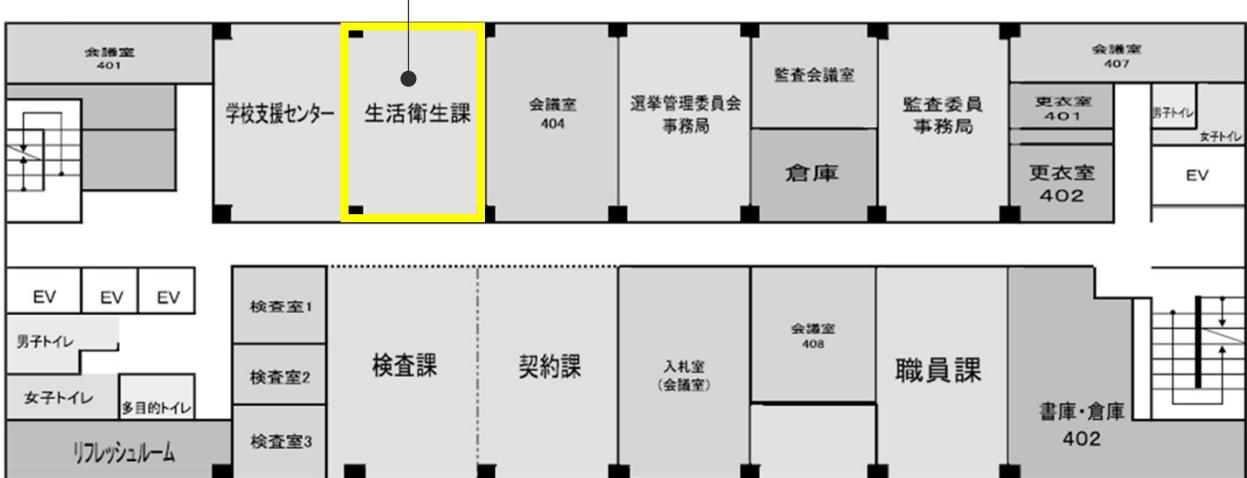
(2)市営墓地名義変更

12.市税（市民税、資産税課）

13.バイク等の名義変更

4F

19.飼い犬の名義変更



本館フロアマップ

9F



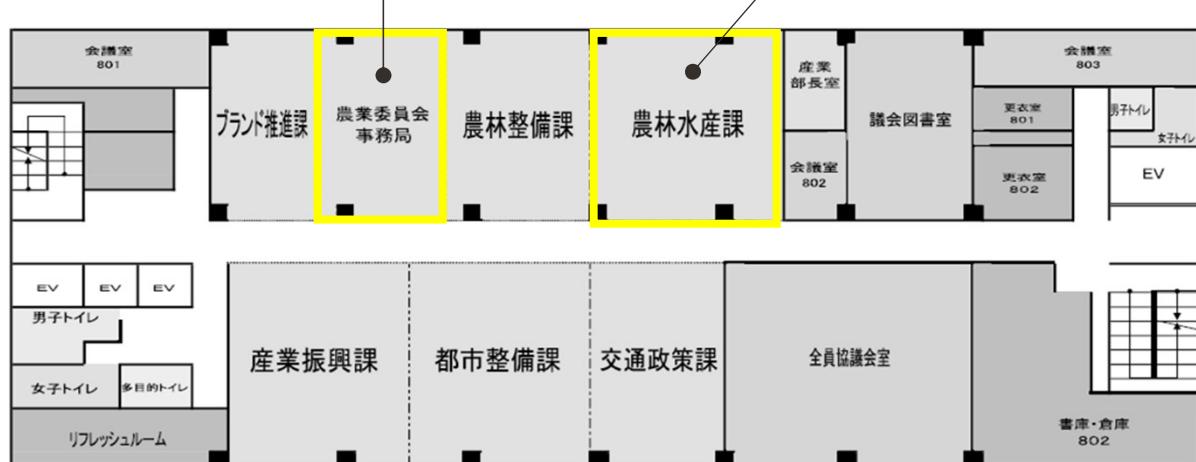
8F

農地に関する手続き

※先に法務局での手続きが必要です

山林に関する手続き

※先に法務局での手続きが必要です



7F

八本松駅前土地

区画整理事業の手続き

公共下水道受益者変更

14.口座振替の変更 水道料金

16.下水道名義変更



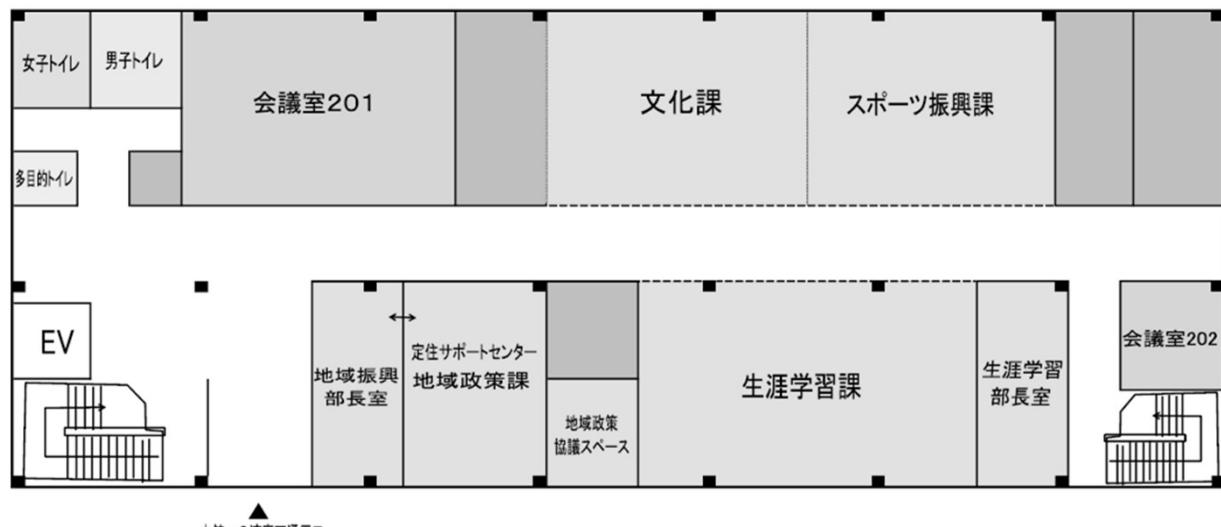
北館フロアマップ

3F



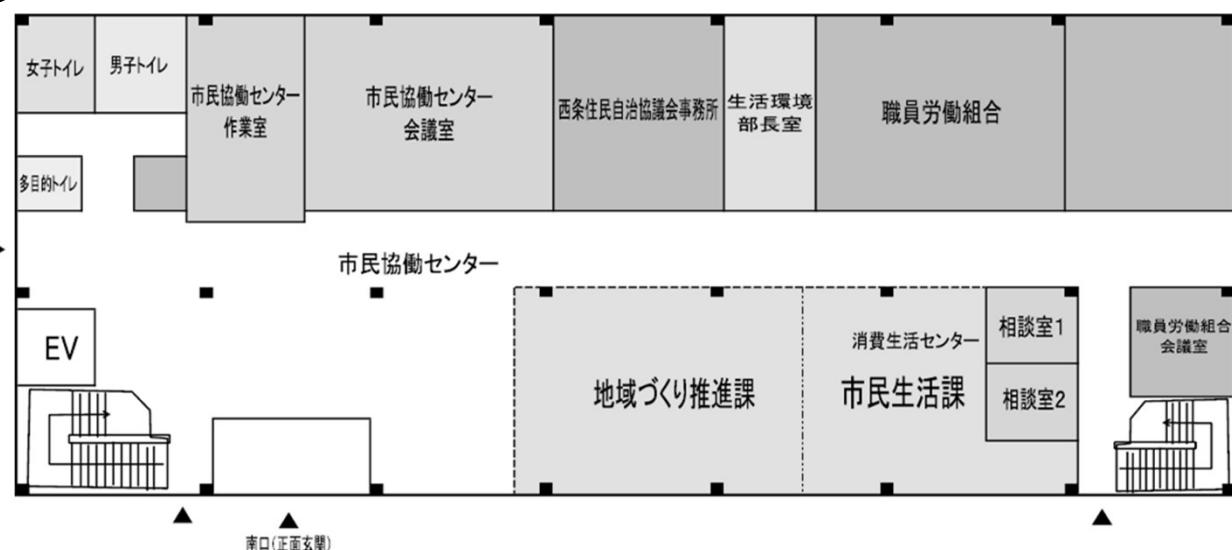
2F

08.いきいきこどもクラブの手続き
14.口座振替の変更 いきいきこどもクラブ利用料



本館への渡廊下通用口

1F



南口(正面玄関)

支所出張所一覧

黒瀬支所

〒739-2692

東広島市黒瀬町丸山1333番地

電話：0823-82-2400



福富支所

〒739-2303

東広島市福富町久芳1545番地1

電話：082-435-2211



豊栄支所

〒739-2317

東広島市豊栄町鍛冶屋963番地2

電話：082-432-2211

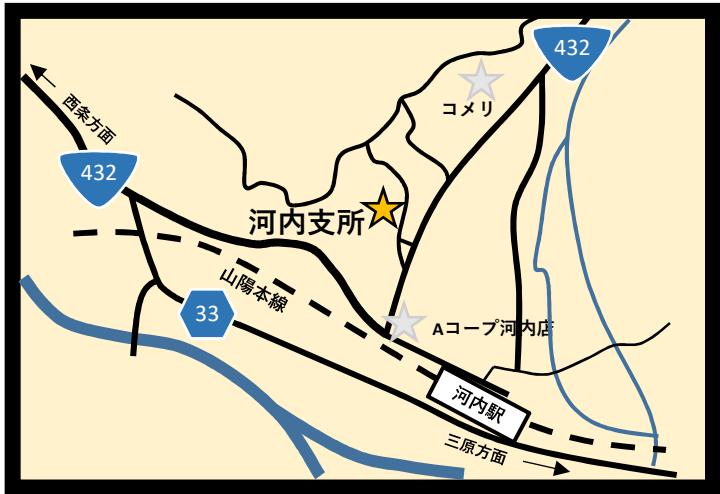


河内支所

〒739-2201

東広島市河内町中河内1166番地

電話：082-437-1111



支所出張所一覽

安芸津支所

〒739-2492

東広島市安芸津町三津5556番地1

電話：084-645-1102

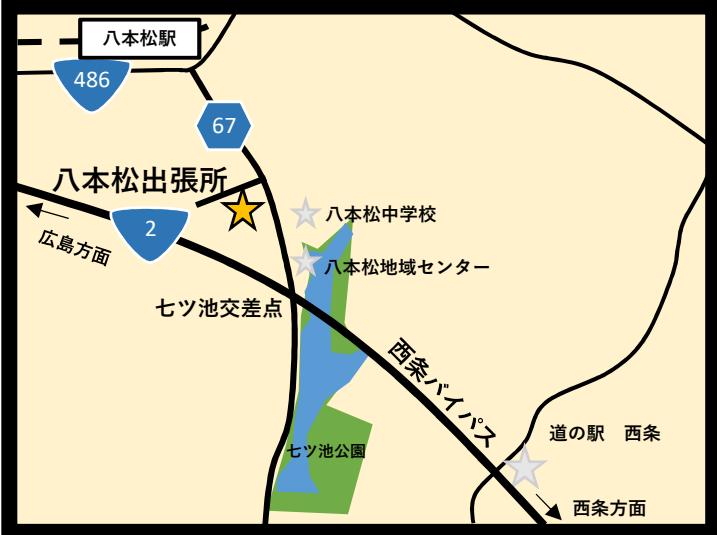


八本松出張所

〒739-0151

東広島市八本松町原10128番地200

電話：082-428-0053

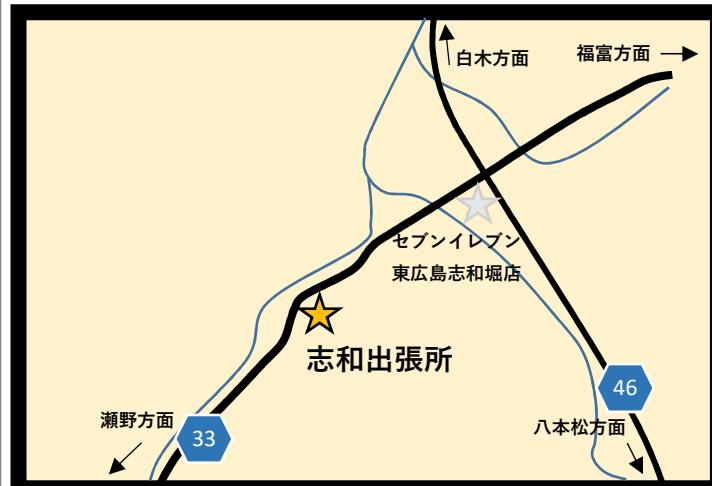


志和出張所

〒739-0269

東広島市志和町志和堀4123番地6

電話：082-433-2224

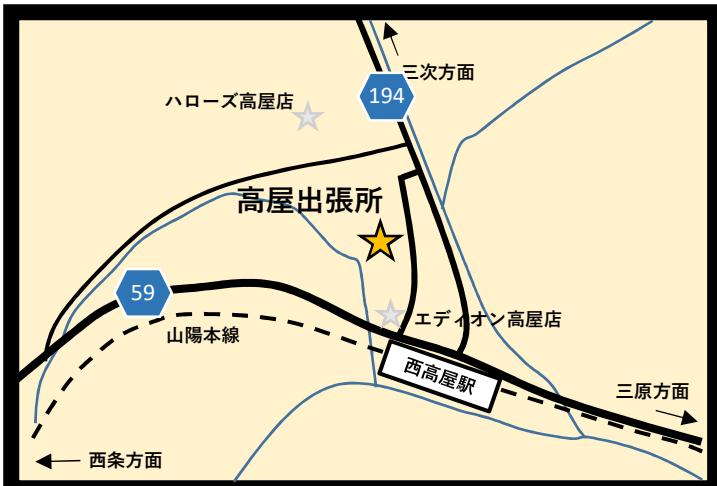


高屋出張所

〒739-2102

東広島市高屋町杵原1334番地2

電話 : 082-434-1111

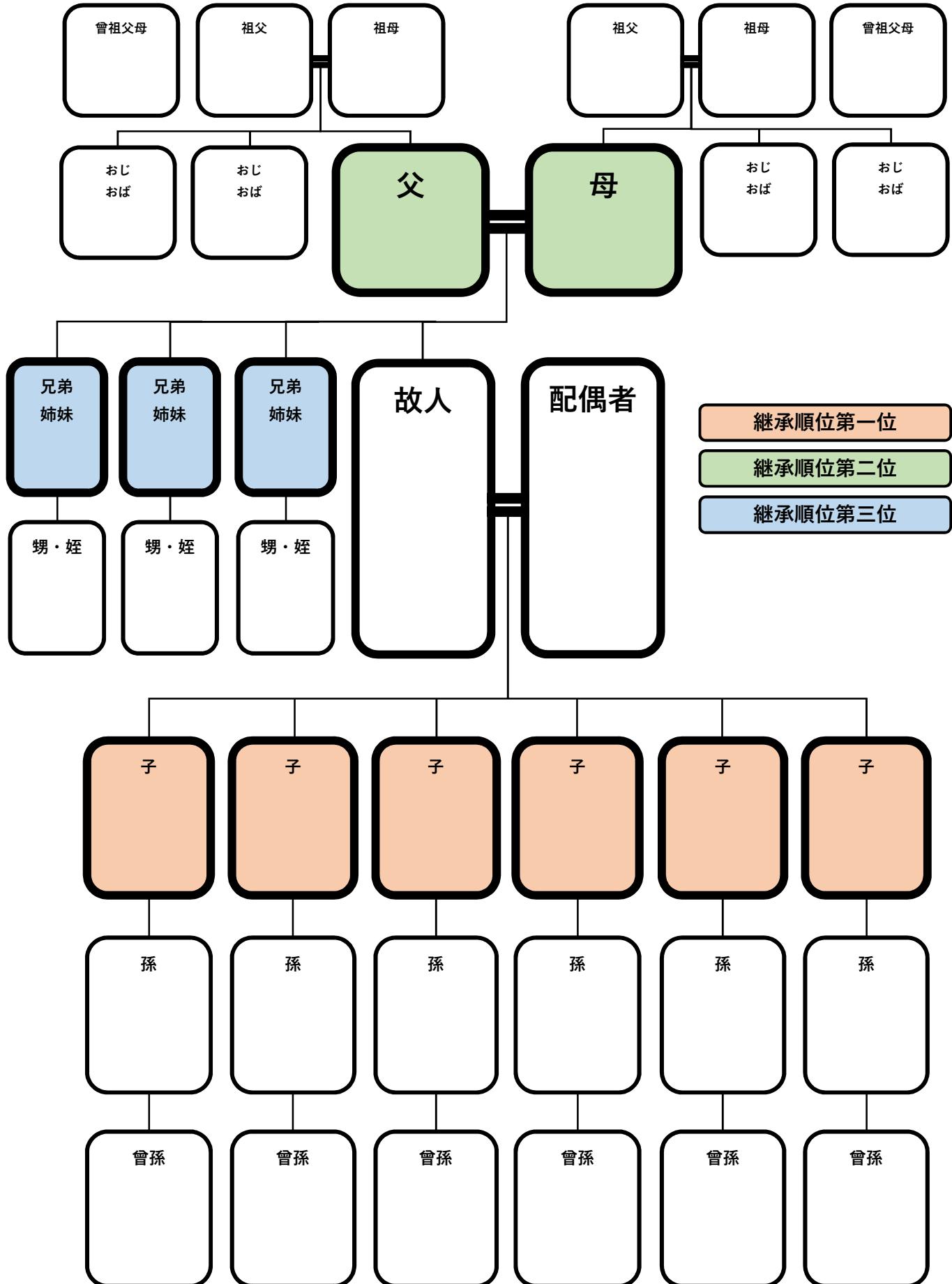


市役所周辺地図



| | | | |
|---|-------------------|---------------------|--------------|
| 1 | 東広島市役所 | 広島県東広島市西条栄町8番29号 | 082-422-2111 |
| 2 | 西条税務署 | 広島県東広島市西条昭和町16番8号 | 082-422-2191 |
| 3 | 広島法務局東広島支局 | 広島県東広島市西条朝日町9番11号 | 082-422-2338 |
| 4 | 吳年金事務所 東広島分室 | 広島県東広島市西条栄町10番27号 | 082-493-6301 |
| 5 | 東広島市上下水道おお客さまセンター | 広島県東広島市西条中央2丁目5番18号 | 082-423-6333 |
| 6 | 東広島警察署 | 広島県東広島市西条昭和町4番11号 | 082-422-0110 |
| 7 | 広島銀行 西条支店 | 広島県東広島市西条昭和町2番7号 | 082-422-2151 |

家系図（3親等以内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として**法定相続情報制度**があります。

本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。